

南城市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南城市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第13条第3項の規定に基づき、南城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、南城市交通政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、南城市交通政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、発信、保存その他文書に関し必要な事項は、南城市において定められている文書の取扱いの例によるものとする。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、ひな形、書体、形状、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、南城市において定められている公印の取扱い例によるものとする。

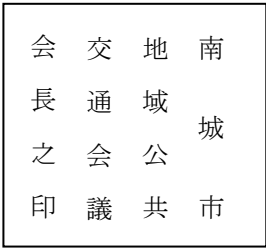
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	ひな形	書体	形状
南城市地域公共交通会議会長之印		てん書	正方形

寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
24×24	会長名発信文書	1	事務局長